第6.X章

商用牛生産システムにおける サルモネラの予防及び管理

1

構 成(1)

第1条 序論

第2条 定義

第3条 目的及び適用範囲

第4条 予防及び管理措置の目標

第5条 牛飼育施設の場所及び設計

第6条 バイオセキュリティ管理計画

第7条 牛導入の管理

構 成(2)

第8条 農場での牛の管理

第9条 飼料及び水

第10条 予防、治療及び管理措置

第11条 輸送

第12条 収容所

第13条 牛のサーベイランス

第14条 低感染地域における予防及び管理

3

定義及び適用範囲

定義

商用牛生産システムとは、肉及び肉製品又は乳及び乳製品の生産のための牛の繁殖、肥育及び管理のうちのいくつか又はすべてをその運営目的に含んでいるシステムをいう。

適用範囲

本章は、商用牛生産システムで飼育される牛、水牛及び森林バイソンに適用する。

バイオセキュリティ管理計画の推奨事項

- 1. 獣医学的監視
- 2. 導入及び混合の管理
- 3. 職員の研修
- 4. 記録の保持
- 5. サーベイランス結果の利用
- 6. 雑草及びがれきの除去
- 7. 野鳥の侵入の最小化
- 8. 建物の清掃及び消毒
- 9. 有害動物の管理及び定期的評価
- 10. 輸送機関の管理
- 11. 輸送機関、設備の清掃及び消毒
- 12. 農場廃棄物の保管及び廃棄

5

牛導入管理の推奨事項

- 1. 牛産業内の良好なコミュニケーション
- 2. 仕入元の最少化
- 3. 原産動物群からの直接調達
- 4. 導入牛の一定期間の分離飼育
- 5. プール糞便の採取

農場での牛管理の推奨事項

- 1. 疑わしい牛を健康牛から分離して飼育
- 2. 健康な牛の世話を先に行うこと
- 3. 分娩区域の衛生管理
- 4. オールイン・オールアウト原則の適用
- 5. 導入元の異なる牛の同居肥育及び放 牧の潜在的リスクの考慮
- 6. 牛の直接接触及び水路を通じた間接接触の潜在的リスクの考慮

飼料管理の推奨事項

- 合成飼料及び飼料成分は、HACCP原 則及び適正製造規範に従い、適宜生 産、取り扱い、保管、輸送及び流通さ れること。
- 2. 合成飼料及び飼料成分は、野鳥、げっ 歯類その他の野生生物の接近を最小 限に抑える衛生的な方法によって輸送 及び保管されること。

7

予防、治療及び管理措置

- 1. 抗菌剤は、OIEコードに従い使用されること。不顕性感染の管理には使用されないこと。
- 2. ワクチンの生産・使用は、OIEマニュアルに従うこと。ワクチンの防御効果は、 血清特異的。
- 3. プロバイオティクスの使用が、コロニー 形成及び排菌を減少させる場合がある。 ただし、有効性は安定しない。
- 4. 牛の健康状態の管理が推奨される。
- 5. 初乳の摂取への配慮

9